

(案)

茨木市地域包括支援センター  
の整備について

茨木市

## (案) 茨木市地域包括支援センターの整備について

### 1 目的

国は、2015年（平成27）年度施行の改正介護保険法において、地域包括ケアシステムの構築は重要施策であり、2025（令和7）年に向けた構築が急がれています。

そこで、本市は、地域包括ケアシステムを推進する中心的な役割を担う地域包括支援センター（以下、「包括センター」という。）を拡充し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、きめ細やかな相談支援体制の整備を行うものです。

### 2 方針

整備にあたっては、以下の項目に留意します。

- (1) 包括センターを、高齢者人口が1エリア5,000人程度として、14エリア毎に設置します。
- (2) 包括センターは、委託方式により設置します。  
より多様な法人の参入を促すため、原則、公募での選考とします。  
(なお、14エリアのうち、5エリアは平成30年度に公募での選考を既に実施済。令和2年度以降、未実施の9エリアについて、順次、公募での選考を予定。)
- (3) 整備を進めるにあたり上記の事項並びに計画的な整備が著しく困難な事項等が発生した場合は、その内容について地域包括支援センター運営協議会に報告し委員の意見を聞くものとします。

### 3 包括センターの形態及び業務等

包括センターは、エリア型と（仮称）地区保健福祉センター型の2種類の形態とします。

#### (1) エリア型

エリア型とは、担当エリア内に包括センター事務所を単独で開設する形態をいいます。担当エリアにおいて包括センター基本業務を行います。

#### (2) （仮称）地区保健福祉センター型

（仮称）地区保健福祉センター（以下、「地区センター」という。）型とは、地区センター内に包括センター事務所を配置する形態をいいます。担当エリアでの包括センター基本業務に加え、地区センターに配置した他の専門職・機関（市保健師、CSW、障害者相談支援センター等）と連携し、圏域内の他のエリア型包括センター間の総合調整のほか、研修の企画、圏域情報の共有や現状分析から地域課題等の取りまとめの役割を担います。

#### 4 整備スケジュール

介護保険事業計画期間		第7期	第8期
年度		平成30年度～令和2年度	令和3年度～5年度
圏域	エリア	包括センター	
北	①清溪・忍頂寺・山手台	設置済	—
	②安威・福井・耳原	天兆園	選考による設置
	③豊川・郡山・彩都西	常清の里	選考による設置
東	④太田・西河原	エルダー	選考による設置
	⑤三島・庄栄		選考による設置 ★地区センター型
	⑥東・白川	設置済	—
西	⑦春日・郡・畑田	設置済	—
	⑧沢池・西	春日丘荘	選考による設置 ★地区センター型
	⑨春日丘・穂積		選考による設置
中央	⑩茨木・中条	社会福祉協議会	選考による設置
	⑪大池・中津	設置済	—
南	⑫玉櫛・水尾	設置済	—
	⑬玉島・葦原	葦原	選考による設置 ★地区センター型
	⑭天王・東奈良		選考による設置

※北圏域及び中央圏域については、地区センターの所在地は未定です。

## 5 包括センターの設置等

### ・地域包括支援センター運営協議会の所掌事務

センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更

ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施

エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定

オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した場合

「地域包括支援センターの設置運営について」厚生労働省通知(平成30年5月10日)  
(抜粋)

## 6 委託先法人の選定方法

公募型プロポーザル方式で候補者の選定を行います。

高度な知識、技術や創造性、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等を対象とし、市が設定した事業効果及び行政水準の達成のために、複数の者から企画、技術等の提案を受け、その中から意欲及び実績、能力等を有する事業者を候補者として選定する方式で、競争入札に適さないものの調達に当たり採用する手法であり、以下の①、②の形態があります。

①公募型：広く事業者の参加を募集し、当該募集に応じて申込みがあった者の中から参加資格の要件を有する者により実施

②指名型：参加資格の要件を有する者の中から、参加させることが適当と認められる者を指名し、実施するプロポーザル方式

## 7 公募参加資格（案）

＜前回・平成30年度実施（参考）＞

### 茨木市地域包括支援センター運営事業業務委託に係るプロポーザル実施要項（抜粋）

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 応募するエリア内に地域包括支援センターを設置し、運営できること。
- (2) 介護保険法第 115 条の 22 第 2 項の規定に該当しないこと（指定介護予防支援事業者として指定してはならない基準）。
- (3) 応募法人及び役員が、過去 5 年以内に介護保険サービス等に関し不正または著しい不当な行為をした者でないこと。
- (4) 申込日において、介護保険法上の勧告を受けている場合、当該勧告にかかる改善が完了していること。また、申込日において、介護保険法上の改善命令を受けている場合、当該命令に対する改善が完了していること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと（入札参加資格）。
- (6) 茨木市の物品、建設工事、測量・建設コンサルタントその他の入札参加資格申請書を提出し、入札参加資格名簿に登載されていること。  
ただし、未登録者は「7 入札資格を有さない者の参加」を参照のこと。
- (7) 社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人であること。
- (8) 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (9) 会社更生法および民事再生法等により更生または再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (10) 公租公課を滞納していないこと。
- (11) 宗教活動及び政治活動を目的とした団体でないこと。
- (12) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員および茨木市暴力団排除条例施行規則第 3 条に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。※茨木市が役員等に係る名簿等を大阪府茨木警察署長又は大阪府警察本部に提供する場合がある。
- (13) 茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）もしくは茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止または茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和 62 年 7 月 1 日実施）に基づく指名除外の期間でないこと。
- (14) 平成 30 年 8 月 30 日（木）に開催する公募説明会に出席すること。
- (15) 過去 3 年間（平成 27 年～29 年度）において、以下に示すいずれかの事業所としての業務実績を有すること。
  - ア 介護保険に関する事業実績（茨木市内）
  - イ 地域包括支援センター運営業務受託実績（茨木市又は他の大阪府内市町村も可）
  - ウ 保健・医療・福祉分野の相談実績（茨木市内）

## 公募参加資格（案）

(15) 過去3年間（平成27年～29年度）において、以下に示すいずれかの事業所としての業務実績を有すること。

ア 介護保険に関する事業実績（茨木市内）

イ 地域包括支援センター運営受託実績（茨木市又は他の大阪府内市町村も可）

ウ 保健・医療・福祉分野の相談実績（茨木市内）

### (1) エリア型

資格要件	留意事項
業務実績(エリア型)	過去3年間に於いて、以下に示すいずれかの業務実績を有すること。 ※前回と同様



	内容	業務範囲
1	介護保険に関する事業実績	茨木市内であれば可
2	地域包括支援センター運営受託実績	茨木市又は他の府内市町村でも可
3	保健・福祉・医療分野の相談実績	茨木市内であれば可

### (2) 地区センター型

資格要件	留意事項
業務実績(地区センター型)	過去3年間に於いて、以下に示すいずれかの業務実績を有すること。



	内容	業務範囲
1	地域包括支援センター運営受託実績	茨木市内であれば可

## 8 運営法人選定スケジュール（案）

日程	内容
令和2年2月～7月	地域包括支援センター運営協議会 2月 公募参加資格の提案、検討 4月 審査基準の提案、検討 7月 公募参加資格(案)、審査基準(案)決定
令和2年8月(予定)	高齢者施策推進分科会(進捗状況の報告)
	審査基準の決定(プロポーザル選定会議)
	下旬 説明会の開催 公募要項等のホームページ掲載開始
令和2年9月	参加の受付、参加資格の審査、審査結果の通知
令和2年10月	上旬 第1次審査 中旬 第2次審査 下旬 候補者の決定
令和2年12月	地域包括支援センター運営協議会(承認)
令和3年2月	地域包括支援センター運営協議会(事業所の指定)

## 9 センター開設スケジュール（案）

日程	内容
令和3年1月中旬	地域包括支援センター設置届
令和3年3月1日	令和2年度 業務委託契約締結
令和3年3月上旬	開設準備
	センター従事者予定研修
	地域包括支援センターシステム研修
	既存のセンターにおいて事務引継
	利用者引継開始
令和3年3月中旬・下旬	地域の支援者、関係機関への挨拶、周知活動
令和3年4月～	1日から開設（業務開始）